

第4編 障がい児福祉計画

第1章 成果目標

第2章 障がい児に関するサービス

第1章 成果目標

1 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制及び保育所等訪問支援の充実

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センター等を中核とした重層的な地域支援体制の構築を図るとともに、保育所等訪問支援をより利用できる体制整備に努めてきました。本計画においても引き続き障がい児の地域生活支援体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を推進することを基本とします。

◆国の基本指針等

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8（2026）年度末までにすべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

◆実績値

項目	実績値
児童発達支援センターの設置	1か所
保育所等訪問支援事業の実施	実施

※実績値は令和5年度

◆数値目標

項目	目標値
児童発達支援センターの設置	1か所
保育所等訪問支援事業の実施	実施

※目標値は令和8年度

第1章 成果目標

②主に重症心身障がい児を支援する放課後デイサービス事業所数

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように設置された、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、利用促進を図ることを基本とします。

◆国の基本指針等

令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

◆実績値

項目	実績値
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所 及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所

※実績値は令和5年度

◆数値目標

項目	目標値
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所 及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所

※目標値は令和8年度

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療技術の進歩等を背景に医療的ケア児は増加傾向にありますが、障害児通所支援事業所等で医療的ケア児を支援できる環境整備がされていないこと等により、医療的ケア児の受け入れ事業所等が少ない状況にあります。このため、障害児通所支援事業所等において医療的ケア児の受け入れが促進されるよう、必要な支援の提供が可能となる体制の整備は喫緊の課題となっています。

本市に設置された、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場等で、令和8（2026）年度の医療的ケア児等コーディネーターの配置に向けた協議を進めます。

また、医療的ケアが必要な児童の実態把握を行うとともに、医療的ケア児に一定の対応ができる障がい者通所支援事業所を増やすため、事業所に研修会等の情報提供を行うなど、医療的ケア児の受け入れの促進を図ります。

◆国の基本指針等

令和8（2026）年度末までに、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

◆実績値

項目	実績値
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置
コーディネーターの配置	未配置

※実績値は令和5年度

◆数値目標

項目	目標値
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置
コーディネーターの配置	配置

※目標値は令和8年度

(2) 相談支援体制の充実・強化等

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続して実施するとともに、地域の相談支援事業者に対し訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援、及び地域の相談機関との連携強化等の取組を継続して実施することで、相談支援体制の強化を図ります。

◆国の基本指針等

令和8（2026）年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

(3) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

市職員は、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への参加に努めることを基本とします。

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析しその結果を活用するとともに、事業所や関係自治体等との共有を図ることを基本とします。

③指導監査結果の関係市町村との共有

本市が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施と、その結果を関係自治体と共有する体制をとることを基本とします。

◆国の基本指針等

令和8（2026）年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

第2章 障がい児に関するサービス

障害児通所支援等は、児童福祉法に位置づけられ、市町村が実施主体となる「障害児相談支援」と「障害児通所支援」、都道府県が実施主体となる「障害児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。

1 サービスの内容とサービス量の見込み

・障害児相談支援

単位	第2期（実績）			第3期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	170	164	153	180	200	220

・児童発達支援

単位	第2期（実績）			第3期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	1,943	2,074	1,909	2,550	2,930	3,370
人/月	269	284	277	320	330	350

・医療型児童発達支援

単位	第2期（実績）			第3期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	0	0	0	20	20	20
人/月	0	0	0	5	5	5

・放課後等デイサービス

単位	第2期（実績）			第3期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	1,395	1,501	1,546	1,700	1,790	1,890
人/月	354	368	404	430	480	540

・保育所等訪問支援

単位	第2期（実績）			第3期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	10	5	9	8	10	10
人/月	6	5	6	4	5	5

第2章 障がい児に関するサービス

・居宅訪問型児童発達支援

単位	第2期（実績）			第3期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日/月	0	0	0	5	5	5
人/月	0	0	0	1	1	1

2 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- ◇令和3（2021）年度と令和4（2022）年度は3月の利用実績、令和5（2023）年度は9月の利用実績です。
- ◇障害児相談支援、障害児通所支援については、過去の利用者数の増減傾向を踏まえ利用増加又は現状維持を考慮して推計しました。
- ◇居宅訪問型児童発達支援については、本計画では支給量確保の観点から1名の利用を見込みました。

3 見込量を確保するための方策

- ◇個々の障がい児にふさわしいサービス提供者を選ぶことができるよう、利用者に情報提供を行います。
- ◇児童の成長を実感できるサービスの提供に結びつくよう、相談支援事業所、サービス提供事業所との連絡調整の強化に努めます。